

# 各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

## モニタリング業務委託

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 事業概要

(1) 事業名 各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業モニタリング業務委託

(2) 事業内容

現在の各務原市総合体育館は昭和58年に竣工した施設であり、全体的に老朽化が進んでいる。また、メインアリーナや観客席等に空調設備がないことをはじめ、一部競技のコートが規格に適合していないほか駐車場の不足するなど様々な課題を抱えている。

こうした課題を解決し、今後もスポーツによる市民の健康増進やスポーツを通じた交流を推進するため、新しい総合体育館を整備することとし、令和3年3月に各務原市新総合体育館整備基本構想を策定した。

さらに、スポーツ施設の充実に加え、新たなにぎわいと交流、安全安心の拠点とする観点から、敷地全体を公園として整備することとし、令和4年9月に各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備基本計画を策定した。基本計画の策定において、事業手法の簡易的検討を行った結果、民間活力導入手法の優位性を確認した。

これを受け、令和5年度に民間活力導入可能性調査を実施した結果、合理的かつ効率的な施設整備と維持管理運営によって、より良い市民サービスを実現するとともに、財政負担の軽減を図るため、事業スキームをPFI手法のBTO方式一括払い型と決定した。

令和6年9月から新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業を行う民間事業者の公募を始め、令和7年6月に落札者が決定したところである。

本業務では、民間事業者が行う設計、建設、維持管理及び運營業務等のモニタリングを行う。なお、詳細については別紙仕様書を参照すること。

(3) 履行期間 契約締結日から令和12年7月31日まで

(4) 事業費の上限額 70,386,800円（消費税及び地方消費税込み）

（うち、令和7年度業務の上限額 13,201,100円（消費税及び地方消費税込み））

(5) 新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業について

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008113/1008128/index.html>

#### 2. 参加資格の要件

(1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。

(3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。

(4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要

件に該当しないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 技術士（建設部門）の有資格者を自社の正規社員として雇用しており、本業務に配置できること。
- (8) 民間活力導入手法に関するアドバイザー業務とモニタリング業務の両方の経験を有する者を自社の正規社員として雇用しており、本業務に配置できること。

### 3. 提案内容

- (1) 本業務に取り組む体制（配置予定の技術職員が有する類似業務の実績と、その中で特に本業務に資すると考えるものに関する説明（複数可））
- (2) 業務の遂行にあたり、実際に取り組む具体的な作業内容と重要だと考えるポイント

### 4. 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル方式参加表明書
- (2) 「2. 参加資格の要件（7）（8）」及び「3. 提案内容（1）」に関する、資格や実績を証明する書面（一般財団法人日本建設情報総合センターにおける登録内容確認書等）の写し及び社員証の写し等
- (3) 本業務に関する見積書及び内訳書
- (4) 提案書  
様式は任意とするが、A4縦長横書き左綴じとし、片面4ページまでとすること。（表紙や目次はページ数に含まない。A3用紙の利用も可とするが、A3用紙については1ページにつきA4用紙2ページ分としてカウントすること。）
- (5) 提出部数  
上記（1）～（3）は1部、（4）は9部

### 5. 提出場所・方法・期限

- (1) 提出場所  
各務原市産業文化センター7F 教育委員会事務局教育施設整備推進課
- (2) 提出方法  
郵送又は持参
- (3) 提出期限（必着）  
「4. 提出書類（1）」… 令和7年8月25日（月）13時まで（持参・郵送とも）  
「4. 提出書類（2）～（4）」… 令和7年8月29日（金）13時まで（持参・郵送とも）

### 6. 本実施要領に対する質問及び回答

- (1) 質問期限及び方法

令和7年8月15日（金）13時までに「12. 担当連絡先」に記載のアドレスにEメールにて提出

(2) 回答及び方法

令和7年8月20日（水）を目途に市ウェブサイトに掲載

7. 評価及び選定について

(1) 評価について

別紙の評価基準表に基づき、評価委員会にて評価を行う。

(2) 選定について

評価委員会の委員が、提案書等の内容及びプレゼンテーションを踏まえ、評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が最も高かったものを提案採用者候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、これに満たない場合は提案採用者候補としない。なお、最も高かったものが複数あった場合は、その中から委員長が決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①開催日時：令和7年9月8日（月）13時から

（詳細は参加意思表明書提出者に別途通知）

②会場：各務原市産業文化センター7階第1大会議室

（受付及び控室は、各務原市産業文化センター6階第4会議室）

③時間：1提案者につき25分以内（発表15分以内＋質疑10分以内）

④出席人数：1提案者につき3名まで（PCオペレーターを含む）

⑤留意事項：プレゼンテーションは提出した提案書等に基づき行うこと。

当日の追加資料の配布は認めない。

また、プレゼンテーション及び質疑応答は、契約後の業務において発注者との窓口として配置を予定している、主担当となる技術者が行うこと（原則1名）。

なお、プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクターやスクリーンなど市の所有する備品を用意する。この備品の使用を希望する場合は、参加意思表明時にその旨を申し出ること。

(4) 結果の通知について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

8. 日程

令和7年 8月15日（金）13時：質問書提出期限

令和7年 8月20日（水）頃：質問に対する回答

令和7年 8月25日（月）13時：参加意思表明書提出期限

令和7年 8月29日（金）13時：提案書等提出期限

令和7年 9月 8日（月）13時～：プレゼンテーションの実施と評価委員会による評価

令和7年 9月16日（火）頃：結果の通知

令和7年10月 1日（水）：契約締結予定日

## 9. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。  
ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「10. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。
- (4) 各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業契約に関して議会の議決が得られなかった場合、本業務委託契約を締結しない。この場合、各務原市は提案採用者の損害について、いかなる責任も負わないものとする。

## 10. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「9. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

## 11. その他

- (1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (3) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

## 12. 担当連絡先

各務原市役所教育委員会事務局教育施設整備推進課 担当：奥村・山田

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

TEL : 058-383-7302

Email : kyseibi@city.kakamigahara.gifu.jp